

■申請方法	教育職員免許法 別表第6
■取得内容	養護教諭免許状について、 実務経験を活かして2種免許状を1種免許状（1種免許状を専修免許状）に 上進する場合
■主な取得要件	2種（又は1種）免許状を取得した <u>後</u> の、 <u>養護（助）教諭としての実務経験と 修得した単位</u>

	申請必要書類	備 考										
1	教育職員免許状検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。										
2	①人物・身体検定に関する証明書 （申請日時時点で現職の教員の方） ②身体に関する証明書 （申請日時時点で現職の教員ではない方） 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・①は所属長（学校長）又は実務証明責任者（市町村教育委員会等）から証明を受けてください。 ・②は公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。										
3	実務に関する証明書 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長（学校長）及び実務証明責任者から証明を受けてください。（所属長→実務証明責任者の順で証明を受けること。）										
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">■必要な実務経験年数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">養護教諭又は養護助教諭による実務経験が必要です。</td> </tr> <tr> <td>取得しようとする免許状と実務経験</td> <td rowspan="3">・実務経験には常勤講師の経験は含めることができますが、 非常勤講師の経験は含めることができません。</td> </tr> <tr> <td>専修免許状</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>1種、2種免許状</td> <td>3年以上</td> </tr> </table>		■必要な実務経験年数		養護教諭又は養護助教諭による実務経験が必要です。		取得しようとする免許状と実務経験	・実務経験には常勤講師の経験は含めることができますが、 非常勤講師の経験は含めることができません。	専修免許状	3年以上	1種、2種免許状	3年以上
■必要な実務経験年数												
養護教諭又は養護助教諭による実務経験が必要です。												
取得しようとする免許状と実務経験	・実務経験には常勤講師の経験は含めることができますが、 非常勤講師の経験は含めることができません。											
専修免許状		3年以上										
1種、2種免許状		3年以上										
4	学力に関する証明書 【発行日から6か月以内のもの】 ※認定講習、認定公開講座の証明書については、 発行日に関係なく申請にお使いいただけます。	・大学等で入手してください。 ・「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する免許状の取得に必要な単位のすべてが確認できる 証明書が必要です。（例 複数大学で単位を修得した場合は そのすべての大学の証明書が必要）										
5	宣誓書（現職の教員の方は不要）	・大阪府ホームページからダウンロードできます。										
6	すでに教員免許状をお持ちの方は全ての教員免許状の原本とコピー（紛失している場合は授与証明書の 原本）											
7	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 （申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載さ れている氏名・本籍地が異なる場合のみ。） 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・ 都道府県本籍地の戸籍から、変更後（申請時点）の氏名・都道府県 本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。戸籍の異動が2回以 上ある場合は、除籍抄本等も必要です。（発行の仕方など詳細は役 所に問い合わせてください。）										
8	郵便切手 460円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。										
9	手数料 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現 金またはキャッシュレス※（クレジットカード、電子マネ ー、スマートフォン決済）の支払方法により納付していただ きます。 ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教 員免許状関係手続き内にある「参考リンク」の「（会計局HP）大阪 府庁（本庁）の手数料納付窓口について」をご覧ください。										